

第5回 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会

議事要旨

日 時：平成22年4月21日（水）15：30～16：30

場 所：内閣府本府3階特別会議室

出席者：古川元久・国家戦略室長、峰崎直樹・財務副大臣、尾立源幸・参議院議員 その他

（ヒアリング対象者）

- ・田近 栄治 一橋大学教授
- ・岡村 幸四郎 川口市長

1. 冒頭、古川国家戦略室長から挨拶。挨拶のポイントは、以下のとおり。

○本検討会は、国民の目線で、権利として社会保障をきちんと受けられるような番号のあり方について検討している。手助けが必要な人に対する社会保障を充実させ、社会保障制度を効率化すると同時に、所得税などの税が公平に正しく納められるようにするためには、社会保障と税制を通じた一体的な番号制度を導入することが必要。本日は初めに、一橋大学の田近先生から御意見を伺うこととしているので、よろしく願い申し上げます。

2. 田近教授からの説明及び出席者からの発言の主なポイントは、以下のとおり。

（田近教授からの説明のポイント）

- 格差の拡大、少子高齢化等が進んでいく中で、まさに、下向きにジェットコースターが向かっていくような状況においてどうしていくべきか。そういう状況の中で不安をあおるのは非常にリスクであり、このジェットコースターがどこかで反転して底を打つんだというメッセージを示すことが大事。
- 国民の生活の不安に対して財政支出で対応する場合、その不安をさらに増大する恐れがある。例えば、子ども手当などの政策をするとき、それが景気浮揚効果を持つと同時に、財政持続可能性への懸念による景気への負の効果がある、といった両面がある。まさに、これが下向きにジェットコースターが向かっているときのバランスといえる。
- 電車に乗ろうとすればちゃんと乗れるし、病院に行けば医者に診てもらえるのに、一体なぜ日本でこんなに不安が広がっているのか、ということ考えたときに、今の日本人には、給付と負担の関係がきちり伝わっていないということが問題となっている。
- 現在の状況の中で考えられる個人所得税の改革としては、四位一体の改革が考えられる。一つは、何よりも所得税を確保できる力をもう一回取り戻すこと。二つ目は、労働意欲等への配慮をきちりすること。第三に、低所得者や若年労働者への負担の配慮をすること。第四に、地方の財源確保としての力を取り戻すこと。
- 課税ベースが小さいということが、結局は日本の所得税の課税力が小さいということにつながっている。労働への配慮については、最高税率をこれ以上引き上げる必要はなく、たとえ引き上げなかったとしても税収は上がる。また、個人の格差には税額控除で対応せ

ざるを得ず、地方の税収格差については、地方住民税をどう強化をするかを考える必要がある。

- 日本においては、所得控除が大きく、低中所得者のみならず、高所得者の税負担も大きく軽減されており、ほとんどの世帯で社会保険料負担のほうが所得税より高くなっている。また、年金世帯は、当然社会保険料負担が相対的に低いということを除いても、公的年金等控除がすごく大きく、負担が給与所得世帯よりはるかに低いということに留意すべき。
- 税収の確保、労働インセンティブへの配慮、負担への配慮を考える上では、所得控除の縮小、税率構造のフラット化、社会保険料までを税負担とみなして還付するということが必要ではないか。

社会保険料の負担が所得税よりも高く、社会保険料が現実的には現世代・将来世代が今の高齢世代に対して払っているものであって、実態的に税金に近いということを見ると、社会保険料をある一つの目途として税還付するべきだというのが現実的。

- 番号制度は、適正課税と利便性のための基盤整備と考えている。適切な税額控除を行うためには、税還付を行うには納税者側の協力が不可避であり、これから導入しようとする番号は、納税者を管理するための番号ではなく、納税者に対し適切な税還付を行うために必要な番号であるのだというアプローチを取るのがよいのではないか。
- 税だけでなく、社会保険料までを負担と考えなければ、これからはもたない。税負担のない社会保険の姿、つまり社会保険としてファイナンスするにはどれぐらいの保険料が必要になるのかをまず国民に見せた上で、ある所得階層の人あるいはほかの理由で負担に応じられない人たちに対しては還付を行う。しかし、還付をするときには、番号がなければ還付はしないという約束を結ぶという考え方をしてはどうか。

(上記説明後の意見交換における出席者からの発言のポイント)

- 資料15ページ中、ステップ3のところ、「社会保険料を上限とし」と書いてあるが、社会保険料の負担額の上限を取った場合、所得税の還付が増えすぎないか。

(田近教授からの回答)

給付付き税額控除には2つの考え方がある。一つは、所得税に社会保険料まで入れた負担をどう調整するかということ。もう一つは、インセンティブ的なことを考えて、勤労税額控除とか Child Tax Creditなどを考えるということ。

オランダでは、課税ベースを広げ、最高税率は上げない、その代わり低所得者から取るので税額控除をするということとなり、所得控除を全廃し、基礎税額控除を設けた。ただ、No Tax, No Gain. という考え方で、税・社会保険料が発生しない人には還付しない仕組みにしている。

日本で税額控除をやるときには、まず、給付に対する負担が正しく反映するよう社会保険料を上げるべき。その上で、若者、低所得者への手当では税額控除でやるしかない。税額控除は払った税よりは大きくなり、社会保険料の負担額までは引いてあげる。年末調整の時に、所得税と社会保険料の額をみて、控除するイメージ。

- オランダでは社会保険料にも所得再分配機能があるのでは？所得税の世界は超過累進、社会保険料は比例というのでは、これを組み合わせるのは大変では？

(田近教授からの回答)

それも一つの考え方。ドイツでは、社会保険料を所得比例で取るか、定額で取るかという議論がある。病気になるリスクは所得とは関係ないので保険料は定額でとり、その代わり払えない人は支援するというのが一つ。もう一つは、社会的な solidarity (連帯) という立場から、どんぶり勘定でいこうじゃないか、みんなで助け合おうとし病気になるリスクは所得と関係があるわけではないので、ある程度のところで保険料を頭打ちにしようよと考える。

私は、社会保険料を上げないと国民の不安が高まると考えている。まず保険料を上げて、その代わり目に見える形で下げる。これが私の考え方。

○番号制度が諸外国では当たり前のように導入されている中で、これまで日本で導入ができなかった理由は何だとお考えか。

(田近教授からの回答)

理由としては2つぐらいあると考えている。一つは、管理に対する拒否反応と、もう一つは、セキュリティに関する不安。こういった政府に対する不信がある中では、よほど便益サイドのことを伝えていく必要がある。

3. 岡村市長からの説明及び出席者からの発言の主なポイントは、以下のとおり。

(岡村市長からの説明のポイント)

○川口市では、住民登録の時点で、7けたの番号をそれぞれ市民につけて、所得情報等の捕捉をしており、この情報等により各担当部署において生活保護、介護保険等についての基本的な保険料の算定や税額の算定をやっている。こういったことは各自治体で独自の整理番号を使って行われていると思うが、これがもし一緒になれば、事務の効率化が進むと思っている。

○支払調書の閲覧や扶養親族の情報提供などそれぞれ必要な情報を税務署と常にやりとりをしているが、現在、対税務署については共通番号がないので、全部紙でやりとりをしている。したがって、国税・地方税の共通の番号が入れば、この情報を得やすくなるし、処理もしやすくなる。番号制度の導入により、利子所得の把握も可能となり、総合課税ができるようになるだろうと考えている。

○生活保護受給者について、川口市では、平成20年度末から平成21年度末にかけて1600人、1200世帯増加し、全体として20%以上増加した大変な状況。現在は、本人申告の後に市の個人コードで、随時、所得等の状況を把握しているが、共通番号が導入されるとこれが非常に調べやすくなり、時間的にも短縮され、情報の精度も高まる。

さらに、例えば障害者の支援制度のような他の社会保障の活用状況等も速やかに把握ができるようになり、速やかに給付もできるようになる。

○国民健康保険については、離職等によって被用者保険から国民健康保険に加入する場合には、今の制度では本人の加入手続きが必要であるが、番号が導入されることによりその把握が可能になり、本人が加入届や脱退届をわざわざ出す必要なく、処理することが可能になると考えている。

さらに、健康保険の二重加入の防止効果が生まれるということと、資格の取得・喪失の把握が迅速にできることによって、保険に加入していない人の不正使用も防ぐことが可能になるというメリットがある。

○その他、介護保険、各種予防事業、児童扶養手当等の業務についても、共通番号が導入されることによって、転出入や所得等に関する情報のやりとり・確認が迅速化され、事務が効率化する。

○川口市においては、年間、人口の約10%にあたる約5万3,000件の住民基本台帳・住基ネットの異動があるが、セキュリティは保たれており、市町村において住民情報との正確性が担保されている。平成14年8月から住基ネットの運用が行われているが、セキュリティ上の問題は1件も起きておらず、順調に運用されている。

しかし、現在、住基カードを発行しているのが全体の市民の4%程度であり、もっと幅広く活用していく必要があると考えている。

○川口市では、外国人登録者数が全国平均をはるかに超えて4.01%に達している。

課税事務上、同一人物であっても複数の所得を本名と通称名とを仕様して別々に申告されると、本名による課税と通称名による課税をしてしまうケースがあるため、番号制度が入ることにより名寄せがしやすくなって、的確な情報が得られることになるだろうと考えている。

○大きなまとめとして6点申し述べる。

1点目は、税務分野で使われる番号は、国と地方で共通の番号にさせていただくということ。地方税の場合については最新の住所地が把握できることが一番大切なこと。

2点目は、税と社会保障分野に共通番号を採用して運営していくことは、市の事務の効率化等の点から必要。

3点目は、外国人にも対応できる制度が望ましいこと。

4点目は、特に転出入の際に一番事務が繁雑になるということもあり、共通番号の導入により、全部情報がやりとりできるようになって非常に大きなメリットがあるということ。既に定着している住基ネットワークを有効活用していくことが無駄のない運用につながっていくのではないか。

5点目は、プライバシー保護については万全の措置をお願いしたいということ。

6点目は、制度設計に当たっては、地方の意見をよく聞き、お互いに十分意見交換や情報交換をしていただきたいということ。

(上記説明後の意見交換における出席者からの発言のポイント)

○将来、給付付き税額控除みたいなことを考えるときに、税を払っていないけれどもこの人たちは非常に低所得だということのはつかめるのか。

(岡村市長からの回答)

それは可能。番号を導入することにより、所得情報に応じて、税額控除や税額を上げようとかすることもできるし、先進国ではそのような流れになってきている。

○税・社会保障分野に共通番号を導入していく場合に、プライバシーの問題などいろいろある中で、どういうところから入ったらよいとお考えか。

(岡村市長からの回答)

これだけいろいろな業務が複雑化してくると、そこを何らかの統一した要素で把握・捕捉していくということは必要ではないかと思う。

～以上～